

## 建設工事の入札における工事費内訳書の提出について（お知らせ）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され、ダンピング受注防止等の措置として、**平成27年4月1日**から入札参加業者は公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の提出が義務付けられました。

そこで、提出を求める工事費内訳書についてお知らせします。

### 1 工事費内訳書の提出が必要な工事

競争入札により実施される建設工事のうち、**平成27年4月1日**以降に公告又は指名通知を行う案件から適用されます。

### 2 工事費内訳書の記入

工事費内訳書の様式は、ホームページ上に掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

### 3 工事費内訳書の提出

(1) 入札時に入札書と工事費内訳書を同封し、提出してください。

**なお、提出は初回のみとし、再度入札での提出は不要です。**

(2) 工事費内訳書の提出を求めるのは、**公共工事の入札案件**のみとなります。

公共工事の見積合わせ及び業務委託の入札の場合は、工事費内訳書の提出は必要ありません。

(3) 工事費内訳書が不備である場合については、入札が無効となりますので、十分に注意してください。

なお、工事費内訳書が不備である場合とは、例えば次のような場合をいいます。

- (ア) 総額の記載のみで内訳の記載がない場合
- (イ) 工事番号、工事名、業者名、代表者名の記載がない場合
- (ウ) 工事費内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (エ) 工事費内訳書の計算に誤りがある場合
- (オ) 押印漏れがある場合
- (カ) その他重大な不備がある場合

### 4 入札書の作成にかかる留意事項

入札書に記載する入札金額については、工事費内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。